令和２年７月７日

# 観光農園における感染拡大予防推奨ガイドライン

甲州市観光商工課

**予防ガイドラインの目的について**

首都圏から他県への外出自粛が緩和され 2 週間以上が経過する中、東京都では感染者数が再び増加の傾向を見せていることなどから、甲州市においても依然新型コロナウイルス感染症に対する継続した感染予防対策が必要である。また、第二波への警戒を怠らないよう努めながら社会活動を行っていく必要がある。

市内の観光農園が感染源となってしまうことで発生する風評被害は、該当農園だけにとどまらず、地域、品種にとらわれず市内全体の観光農園や観光事業者全域にわたって影響を及ぼすことが懸念される。このため、感染症を拡大させないための予防推奨ガイドラインを作成し、市内観光農園への感染症対策の徹底を図ることで従業員の感染やクラスター発生のリスクを減少させることを目的とする。

## 【 ３密の回避 】

### ① 「密閉」の回避

チェック

| | |
|---|---|
| □ | 室内等では、最低でも **1 時間に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開**するなどの方法で換気を行うこと。 |

### ② 「密集」の回避

| | |
|---|---|
| □ | **入場者の制限**などにより混雑度を管理すること。<br>規制する際、順番待ちの列の間隔を１ｍ以上設ける。また車内で待ってもらう等他人への接触をさけるよう対応すること。 |

| | |
|---|---|
| □ | **滞在時間の制限**や**予約制の活用**などにより同時に多数の人が集まらないようにすること。 |
| □ | **動線の工夫**や**イベントの制限**などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らすこと。 |

③ **「密接」の回避**

| | |
|---|---|
| □ | **最低１ｍ（マスク着用のない場合は２ｍ）**の対人距離を確保すること。**席の配置が決まっている**場合は、座席を一つおきにするなどの対策を行うこと。 |
| □ | 人と人とが対面する状況は避けること。対面する必要がある場合（レジ等での支払い時等）は、**アクリル板、透明ビニールカーテン**などで**遮蔽**すること。 |
| □ | **近距離での会話や発声**を避けること |

## 【 その他の感染防止対策 】

① **マスクの着用**

| | |
|---|---|
| □ | マスク着用について、**従業員が遵守**するとともに、**利用者にも周知**すること。 |

② **手洗い・手指消毒**

| | |
|---|---|
| □ | **従業員は定期的**に、**利用者は入場時**に、**手指消毒、手洗い**を実施すること。特に業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒すること。 |
| □ | **利用者は入場時**に、**手指消毒、手洗い**を実施すること。<br>**入口に消毒設備を設置**し、利用者の手指消毒を促すこと。 |

## ③　体調チェック

| | |
|---|---|
| □ | **従業員**に対して、**業務開始前**に**検温・体調確認**を行うこと。<br>**発熱**（例えば平熱より１度以上）**や軽度であっても風邪症状**（せきやのどの痛みなど）、**嘔吐・下痢等の症状**がある場合には、**出勤を停止**すること。 |
| □ | **入場者**に対して、**発熱**（例えば平熱より１度以上）**や軽度であっても風邪症状**（せきやのどの痛みなど）、**嘔吐・下痢等の症状**があれば**入場しない**ように**呼びかける**とともに、原則として、入口で入場者への**体調確認**を行うこと。 |

## ④　トイレの衛生管理

| | |
|---|---|
| □ | 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、**定期的に清拭消毒**を行うこと。 |
| □ | トイレの**蓋を閉めて汚物を流す**ように表示すること。 |
| □ | **ハンドドライヤー、共通のタオル**を**禁止**する。代わりとしてとしてペーパータオルの設置や個人用にタオルを準備する等の対応を行うこと。 |

## ⑤　休憩スペースのリスク軽減

| | |
|---|---|
| □ | 一度に休憩する**人数を減らし**、**対面での食事や会話を避ける**こと。 |
| □ | 室内では**常時換気**を行い、共用する物品は**定期的に消毒**すること。 |

## ⑥ 喫煙スペースの使用制限

| | |
|---|---|
| □ | 一度に利用する**人数を減らす**、人と人との**距離を保つ**などにより、３つの密を避ける。 |

## ⑦ 清掃・消毒

| | |
|---|---|
| □ | **他人と共用する物品**や**複数の人の手が触れる場所**、特に収穫体験後、口に触れた手が触れた場所は高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて**定期的に清拭消毒**すること。<br>＜高頻度に接触する部位＞テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、脚立、受付、電話、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど |
| □ | ゴミを回収する人は**マスク**や**手袋**を着用し、脱いだ後は**石けんで手を洗う**こと。 |

## ⑧ 収穫体験時の対応

| | |
|---|---|
| □ | 食事をする際は２m程度の対人距離を確保し、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導すること。 |
| □ | **一度手を付けた果実は必ず収穫する**よう指導すること。 |
| □ | **観光客１人１人にビニール袋等を配布し**、食事により出た**ヘタ・タネ・食べ残し等**は**その袋内に捨て、密閉**するよう指導すること。 |

| | |
|---|---|
| □ | 密閉したビニール袋等は**接触した本人が蓋のついたゴミ箱へ廃棄する**よう指導すること。 |

## ⑨ 試食時の対応

| | |
|---|---|
| □ | **試食時**はマスクを外しての行動となり、**接触や飛沫のリスクが高まる**ため、試食を行う場合は、**十分に感染症対策を講じた上**で行うこと。 |
| □ | 試食の提供は**試食者個別の容器を準備し、他者が接触しない**よう配慮する。試食用容器は**１回使用ごと**に消毒または廃棄すること。 |
| □ | 試食品の**提供場所**と**食事場所**を**区分**し、食事をする際は**対人距離を確保と向かい合わせにならない**よう指導すること |
| □ | **試食者１人１人にビニール袋等を配布し**、食事により出た**ヘタ・タネ・食べ残し等**は**その袋内に捨て、密閉**するよう指導すること。 |

## ⑩ 県外在住者の利用制限

| | |
|---|---|
| □ | 緊急事態宣言発令等により県外在住者の**移動自粛要請等が発令された場合**、店頭表示等により**制限**すること。 |

## ⑪ その他

| | |
|---|---|
| □ | 上記内容以外に各農園で感染症リスクを軽減する対応を十分検討し可能な限り実施すること。 |